

伊丹市歩道橋等ネーミングライツ・パートナー審査基準

優先交渉権者の決定に際し、提出書類に基づき、伊丹市ネーミングライツ審査委員会が、以下の基準により、審査及び総合評価を行います。

1. 応募資格等審査

申請書類を受理された者が伊丹市歩道橋等ネーミングライツ・パートナー募集要項「4. 応募資格」を満たしていること及び提案された愛称案が募集要項3の(3)の「愛称に係る条件」を満たしていることを確認します。

応募資格等を満たしていないと判断された場合は、失格となります。

2. 提示条件等の総合評価

各審査委員は、本基準の「1. 応募資格等審査」の結果、応募資格等を満たしていると判断された応募者を対象として、下表の審査項目に基づき得点化します。

審査項目	評価内容	配点
価格	価格点 = $\text{配点} \times (\text{比較金額} / \text{最高比較金額})$ 比較金額 = $\text{提案金額} \times (\text{提案金額} / \text{市の予定価格})$	40点
地域貢献等	地域貢献等の実績、企業の提案内容、その他 PR 事項の評価	15点
	市内に本社・支店・工場等を有する	15点
適格性	応募者の経営理念、財務状況から見た経営の安定性等	15点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、対象施設のイメージとの整合性	15点
合 計		100点

(1) 採点基準

- ① 提案された契約金額を、市の予定価格で割って比較金額を算出。
※比較金額は、小数第2以下を四捨五入し、小数第1位まで算定
- ② 比較金額を最も高額な比較金額で割ったものに配点をかけて価格点を算出。
※価格点は、小数第2以下を四捨五入し、小数第1位まで算定

【例】市の予定価格が500万円
提案金額が、A社600万円、B社500万円、C社400万円の場合

(比較金額)

- ・A社 $600 \text{万円} \times (600 \text{万円} / 500 \text{万円}) = 720 \text{万円}$
- ・B社 $500 \text{万円} \times (500 \text{万円} / 500 \text{万円}) = 500 \text{万円}$
- ・C社 $400 \text{万円} \times (400 \text{万円} / 500 \text{万円}) = 320 \text{万円}$

(価格点)

- ・A社 $40 \text{点} \times (720 \text{万円} / 720 \text{万円}) = 40 \text{点}$
- ・B社 $40 \text{点} \times (500 \text{万円} / 720 \text{万円}) = 27.8 \text{点}$
- ・C社 $40 \text{点} \times (320 \text{万円} / 720 \text{万円}) = 17.8 \text{点}$

- ③ 地域貢献等、適格性及び愛称案の審査項目は、全審査委員が以下の5段階で評価を行い、得点を算出します。

評価	判断内容	得点の算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや劣る	配点×0.25
E	非常に劣る	配点×0.00

- ④ 審査項目ごとに全審査委員の得点を平均します。
※得点は、小数第2以下を四捨五入し、小数第1位まで算定
- ⑤ 各応募者の全ての審査項目の得点（上記④）を合算し、最高得点の応募者を優先交渉権者とします。
※最高得点の応募者が2者以上いる場合、価格点の高い応募者を優先交渉権者とし、更に同じ得点の応募者がいる場合は、「地域貢献等」、「適格性」、「愛称案」の順に得点の高い応募者を優先交渉権者とする。

(2) 失格条件

- ① 審査期間中に、応募資格を失した場合
- ② 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合
- ③ 提案された契約金額が、市の予定価格に対して75%未満の提案
- ④ 「適格性」又は「愛称案」のいずれかの得点が配点の25%未満の提案
- ⑤ 審査項目ごとに全審査委員の得点を平均したもの「(1)採点基準④」の合算が、60点に満たない提案